社会福祉法人ぶる一む職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ぶる一む就業規則(以下「規則」という。)第22条の 規定により、労働契約によって社会福祉法人ぶる一む(以下「法人」という。)に雇用さ れた職員の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

- 第2条 給与の種類は、基本給及び手当とする。
- 2 基本給は、規則第11条に規定する正規の勤務に対する報酬であって、「給料表(別表 1)」に掲げるとおりとする。
- 3 手当は、扶養手当、通勤手当、住宅手当、生活介護手当、時間外勤務手当、夜勤手当、 資格手当、責任者手当、管理者手当、管理職手当及び賞与(期末勤勉手当)とする。 (初任給の決定)
- 第3条 初任給は、「初任給基準表(別表2)」のとおりとする。但し、前歴を有する場合は、 経験年数、職種等を考慮し、「経験年数換算表(別表3)」に基づく加算措置を行うことが できる。

(昇給)

- 第4条 法人は、昇給を行うことができるものとし、昇給の種類は定期昇給と特別昇給とする。
- 2 1年間の勤務成績が優秀な場合、定期昇給として4月に1号俸昇給する。
- 3 前項の規定にかかわらず、特に勤務成績が優秀な職員の場合は、特別昇給として2号俸 以上昇給させることができる。
- 4 勤務成績の評価は、法人内に組織を設け行うものとする。 (昇格)
- 第5条 法人は、「職務基準表 (別表4)」に基づき、職員の基本給について、勤続年数・資格等により、現に格付けされている級の1級上位(直近上位)に昇格させることができる。 (基本給の据え置き、降給及び降格)
- 第6条 法人は、勤務成績が著しく劣る職員について、基本給を据え置き又は降給若しくは 降格させることができる。

(給与の支給)

- 第7条 給与は、通貨で直接職員に全額支払うか、若しくは本人が指定する銀行その他の金融機関の口座へ振り込むものとする。但し、法令で定められた公課及び労働保険、社会保険の掛け金で職員の負担すべき掛け金、その他職員の代表と書面により協定を締結した事項については、一部控除して支給することができる。
- 2 給与の計算期間は当該月の1日から末日までとし、当該月の25日に支払うものとする。 但し、時間外勤務手当については、前月の1日から末日までの分とし、当該25日が金融

機関の休日の場合は、その前日に支払うものとする。

- 3 職員が退職した場合は、当該退職日までの給料を支給する。この場合、支払額は日割り 計算で行う(100円未満の端数切り捨て)。
- 4 職員が死亡した場合は、当該死亡月までの給料を支給する。 (扶養手当)
- 第8条 扶養手当は、扶養親族を有する職員に対して、次の各号に掲げるとおり支給する。
 - (1) 配偶者(事実婚を含む) 10,000円/月
 - (2) 22歳未満の子及び孫並びに弟妹 2,000円/月/1人
 - (3) 60歳以上の父母及び祖父母 2,000円/月/1人
 - (4) 重度心身障がい者(以下に掲げる者とし、前3号に掲げる者を除く) 2,000円 /月/1人
 - ① 身体障がい者 身体障害者手帳1級又は2級の者
 - ② 知的障がい者 千葉県療育手帳制度実施要綱別表「障害程度の基準」に掲げる、 障害程度が最重度又は重度の者
 - ③ 精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳1級の者
 - ④ その他 ①~③の状態と同程度の状態と認められる者
- 2 配偶者を有しない職員の場合は、前項第2号から第4号までに掲げる手当の額は、1人目に限り10,000円/月とする。
- 3 扶養手当は、当該扶養親族を有することになった日の属する月の翌月から該当するもの とし、当該扶養親族を有しなくなった日の属する月で終了するものとする。 (通勤手当)
- 第9条 通勤手当は、次の各号に掲げる事項に該当する職員に対して支給する。
 - (1) 通勤のため公共交通機関を利用する者 定期代相当額
 - (2) 通勤のため自転車を使用する場合(通勤距離が2キロに満たない場合を除く) 2キロ以上1,000円/月 5キロ以上2,000円/月 10キロ以上3,00 0円/月
 - (3) 通勤のため自家用車を使用する場合(通勤距離が2キロに満たない場合を除く) 平均燃料費相当額
- 2 定期代及び通勤距離の計算は、最も経済的かつ効率的な方法を利用した場合を適用することとする。

(住宅手当)

第10条 住宅手当は、世帯主である職員が、自ら居住するために住宅を賃貸又は間借りする場合で、月額30,000円を超える家賃を支払っている者に対し、30,000円を超える額について、10,000円/月を限度として実費を支給する。

(生活介護手当)

第11条 生活介護手当は、法人が行う「指定居宅支援アライブ」以外の事業に従事する職員であって、利用者の排泄、入浴、食事等の介護を行う生活支援員に3,000円/月を支給する。

(時間外勤務手当)

- 第12条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、時間外勤務手当として、 勤務1時間につき規則第11条の勤務1時間当たりの給与額に1.25を乗じた額を支給 する(次条に規定する「夜勤手当」の支給を受けることができる者を除く)。但し、当該 勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間は1.5を、休日の場合は、1.35を、 休日深夜については1.6を乗じた額とする。但し、30分未満の端数は切り捨てる。
- 2 勤務1時間当たりの給与額は、次のとおり算出する。

(基本給+生活介護手当の月額) × 1 2÷ (所定年間勤務日数×1日の労働時間) (夜勤手当)

- 第13条 夜勤手当は、法人が行う事業において、夜勤として午後10時から翌日午前9時30分までの間に勤務した職員に対し、勤務1回につき介護職10,000円、看護職15,000円を支給する。
- 2 夜勤手当は、前条の「時間外勤務手当」と重複して受給することはできない。 (資格手当)
- 第14条 資格手当は、「資格手当基準表(別表5)」に掲げる資格を有し、当該基準表に掲 げる業務に従事した場合に、5,000円/月を支給する。

(責任者手当)

- 第15条 責任者手当は、次の各号に掲げる責任者に対し支給する。
 - (1) サービス管理責任者
 - (2) サービス提供責任者
 - (3) 児童発達支援管理責任者
- 2 責任者手当の額は、基本給の3%~15%の範囲内で、理事長が別に定める。 (管理者手当)
- 第15条の2 管理者に、管理者手当を支給する。
- 2 管理者手当の額は、基本給の3%~15%の範囲内で、理事長が別に定める。 (管理職手当)
- 第16条 管理職手当は、次の各号に掲げる管理職員に対し支給する。
 - (1) 理事長
 - (2) 副理事長
 - (3) 理事
 - (4) 事務長
- 2 管理職手当の額は、基本給の5%~15%の範囲内で、理事長が別に定める。 (賞与)
- 第17条 賞与の計算期間、基準日、支給日及び支給月数は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 夏季

計算期間 12月1日~5月31日 基準日 6月1日 支給日 6月15日

支給額 法人の業績及び計算期間の職員の勤務状況を勘案して決定する

(2) 冬季

計算期間 6月1日~11月30日

基準日 12月1日

支給日 12月15日

支給額 法人の業績及び計算期間の職員の勤務状況を勘案して決定する

2 支給割合は、基準日以前6か月間の在職月数の合計月数を6で除した割合とする(100円未満の端数切り捨て)。

(退職手当)

- 第18条 職員の退職手当は、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に基づき支給する。 (給与の減額)
- 第19条 職員が勤務をしないときは、その勤務をしない時間1時間につき規則第11条に 規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。但し、規則第13条に規 定する休日である場合及び勤務をしないことについて理事長が承認した場合、若しくは規 則第15条に規定する年次有給休暇である場合を除く。

(休職者の給与)

第20条 規則第9条に規定する職員には、給与を支給しない。

(補則)

第21条 この規程に定めのない事項については、職員の代表の意見を聞いて、理事長が別に定める。

附則

- この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2019年(平成31年) 4月 1日から施行する。
- この規程は、2020年(令和 2年) 4月 1日から施行する。
- この規程は、2021年(令和 3年) 4月 1日から施行する。
- この規程は、2023年(令和 5年) 4月 1日から施行する。

別表1 (第2条第2項)

給料表

(単位:円)

	州 4年1-4人		(十)五・1 1)			
等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1号	183, 000	203, 000	243, 000	292, 500	352, 000	411, 000
2号	184, 000	205, 000	245, 000	295, 000	355, 000	415, 000
3号	185, 000	207, 000	247, 000	297, 500	358, 000	419, 000
4号	186, 000	209, 000	249, 000	300,000	362,000	423, 000
5号	187, 000	211,000	251, 000	302, 500	364, 000	427, 000
6 号	188, 000	213, 000	253, 000	305, 000	367, 000	431,000
7号	189, 000	215, 000	255, 000	307, 500	370,000	435, 000
8号	190, 000	217, 000	257, 000	310,000	373, 000	439, 000
9号	191, 000	219, 000	259, 000	312, 500	376, 000	443, 000
10号	192, 000	221, 000	261, 000	315, 000	379, 000	447, 000
11号	193, 000	223, 000	263, 000	317, 500	382, 000	451,000
12号	194, 000	225, 000	265, 000	320, 000	385, 000	455, 000
13号	195, 000	227, 000	267, 000	322, 500	388, 000	459, 000
14号	196, 000	229, 000	269, 000	325, 000	391, 000	463, 000
15号	197, 000	231, 000	271, 000	327, 500	394, 000	467, 000
16号	198, 000	233, 000	273, 000	330, 000	397, 000	471, 000
17号	199, 000	235, 000	275, 000	332, 500	400,000	475, 000
18号	200, 000	237, 000	277, 000	335, 000	403, 000	479, 000
19号	201, 000	239, 000	279, 000	337, 500	406, 000	483, 000
20号	202, 000	241,000	281, 000	340, 000	409, 000	487, 000
21号	203, 000	243, 000	283, 000	342, 500	412,000	491,000
22号	204, 000	245, 000	285, 000	345, 000	415, 000	495, 000
23号	205, 000	247, 000	287, 000	347, 500	418, 000	499, 000
2 4 号	206, 000	249, 000	289, 000	350, 000	421,000	503, 000
25号	207, 000	251,000	291, 000	352, 500	424, 000	507, 000
26号	208, 000	253, 000	293, 000	355, 000	427, 000	511,000
27号	209, 000	255, 000	295, 000	357, 500	430, 000	515, 000
28号	210, 000	257, 000	297, 000	360, 000	433, 000	519, 000
29号	211,000	259, 000	299, 000	362, 500	436, 000	523, 000
30号	212, 000	261, 000	301, 000	365, 000	439, 000	527, 000

別表2 (第3条)

【初任給基準表】

区分	初任給
大学卒 (通信制を含む)	1級5号
短大卒 (専門学校を含む)	1級3号
高校卒 (通信制を含む)	1級1号

※「大学卒(通信制を含む)」で、保育系及び福祉に係る学部以外の学部の者は1級3号 「短大卒(専門学校を含む)」で、保育系及び福祉に係る学部以外の学部の者は1級2号

別表3 (第3条)

【経験年数換算表】

	換算率		
同種施設在職期間		類似職務	
问他的红地积别间		その他	8割以下
企業・団体等職員で	/- 	類似職務	10割以下
企来·凹俗守椒貝/	土机舟川	その他	8割以下
学校等在学期間(〕	正規就学年数)		10割以下
	教育・医療等関係職務		10割以下
その他の機関	技能・労務等関係職務		5割以下
	その他職務		2割5分以下

別表4 (第5条)

【職務基準表】

介護福祉士、看護師、保育士、社会福祉士、児童指導員、生活支援員、相談員、事務員等

区分	1級	2級	3 • 4級	5級	6級
職務名		資格手当受給者、 看護師	介護福祉士等有資格者、サ ービス管理責任者、児童発 達支援管理責任者、サービ ス提供責任者	管理職	管理職
基準	初任から	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上

※NPO法人時、契約スタッフ時を含め、当法人にて資格手当受給者で、福祉・介護職員 として5年以上勤務した者は、1級→2級へ昇格する。介護福祉士、社会福祉士、精神 保健福祉士、保育士の資格を有する、またはサービス管理責任者等の職責を担い10年以上勤務した者は、2級⇒3級・4級への昇格の対象とする。他団体の勤務者については、経験年数換算表を参考に勘案する。なお、その他の職種についても準用することができる。

別表5 (第14条)

【資格手当支給基準表】

業	務	介護・保育	看護・医療	相談	調理	事務
		ホームヘルパ	保健師	社会福祉士	管理栄養士	簿記
		一2級	看護師	精神保健福祉	栄養士	衛生管理者
		介護職員初任	准看護師	士	調理師	
		者研修	理学療法士	障害者支援コ		
		介護職員実務	作業療法士	ーディネータ		
資	格	者研修	公認心理師	_		
		介護福祉士	言語聴覚士			
		喀痰吸引等研				
		修(第1号、第				
		2号、第3号)				
		保育士				

※ただし、次の各業務に係る資格については、複数の資格を有する場合も加算しないものと する。

1 介護・保育:ホームヘルパー2級、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、介護福祉士

2 看護・医療:保健師、看護師、准看護師

3 調理:管理栄養士、栄養士